

小中学校の事務職員の雇用継続と用務員の勤務時間確保に関する請願

1. 請願の要旨

市立小中学校の教育条件を維持するために、市立小中学校に配置されている事務職員の雇用を継続するとともに、用務員についてもこれまでと同様の勤務時間を確保して、教育条件の維持向上を図ってください。

2. 請願の理由

『広報さの』(2020年1月号 N0288)では、小中学校の事務職員の募集が掲載されず、用務員の募集については、勤務時間が短縮されていました。

事務職員は「経理事務や庶務など」、用務員は「学校内の清掃、除草作業、小修繕など」を担当して、学校には不可欠とされる教職員です。これらの教職員の配置を取りやめたり、勤務時間を短くすることは、その学校の教育条件を低下させることとなり、私たちは断じて認めることはできません。

今年度末で「雇い止め」になる事務職員は、賃金や休暇など決して恵まれているとはいえない労働条件の中で、市費の執行や教材管理などで持てる能力を十二分に発揮しています。また来客や電話応対等、その学校のまさに「窓口」としての役割も担っています。休憩時間でもその任に当たることも少なくありません。

これらの職務を他の教職員が担うことになれば、「働き方改革」が叫ばれている学校がさらに長時間労働となり、教員から「子どもと向き合う時間」や教材研究等の時間を奪うことになることは避けられません。教員以上に在校時間の長い教頭、学校事務職員の負担も増えることが容易に想像できます。学校事務職員は労働基準法第36条に基づく協定なしに残業は命じられませんし、実際の残業に見合った手当が十分に確保できるとも限りません(なお、佐野市内の学校事務職員は法の求める協定を結んでおらず、違法状態となっています)。このような条件のもとで、事務職員を「雇い止め」することはできるはずがないのです。また用務員の勤務時間の短縮も教職員の長時間労働に拍車をかけます。

教職員組合として、このような形で憲法が保障する勤労権が奪われることを私たちは看過できません。昨年の9月議会に事務職員の待遇改善を求めた陳情を提出しましたが、賛成少数で否決されました。労働の条件だけでなく、勤労の権利そのものを奪うことは、ともに働く同僚として許せない気持ちでいっぱいです。

佐野市は2006年度、用務員の配置をやめました。このことについて、私たちは反対の請願を市議会に提出しましたが、請願は賛成少数で否決されました。にもかかわらず、2007年度には用務員を再配置しました。やはり用務員は学校に不可欠な存在だったからです。このことから、教育委員会や市当局はどのような教訓を得たのでしょうか。

以上の理由から、私たちのこの請願を採択してくださいませよう強く望みます。

2020年2月3日

佐野市教育委員会 様

請願者 住所 宇都宮市兵庫塚3丁目10-30
団体名 全栃木教職員組合 代表者 執行委員長 桑 川 祥 一

住所
団体名 全栃木教職員組合安佐支部 代表者 支部長 谷 秀 夫